

令和7年度 茨城県食品衛生監視指導計画実施結果の概要

食品衛生法の規定に基づく「令和7年度茨城県食品衛生監視指導計画」の実施結果の概要を取りまとめましたのでお知らせします。

本計画においては、食品等事業者の監視指導、食品等の試験検査、食中毒等健康被害防止対策、食品表示の適正化の推進、リスクコミュニケーションの推進等を柱に実施しました。

食品等事業者の監視指導

食品等事業所に対する立入検査は、食品衛生法許可及び届出施設など 17,495 施設について実施し（実施率：158.3%）、施設基準遵守状況を確認するとともに、必要に応じて改善指導を行った。

さらに、と畜場（実施率：100%）、大規模食鳥処理場（実施率：100%）、認定小規模食鳥処理場（実施率：100%）に対する立入検査を実施し、より衛生的な解体処理等について指導した。

食品等の試験検査

県内で製造、販売、流通する食品等、1,084 検体の試験検査を行い、県内に流通している食品の安全性を確認した。

また、と畜場等で処理された獣畜等の残留動物用医薬品の試験検査を食肉 543 件、食鳥肉 3,088 件実施し、食肉、食鳥肉の安全性を確認するとともに、枝肉等の微生物検査を 503 件実施し、と畜場等の経営者及び作業従事者に対する衛生指導に活用した。

食中毒等健康被害防止対策

県内外で発生した食中毒事件(疑いを含む。)について、他都道府県等と連携して調査を行うとともに、828 件の試験検査を実施し、原因究明及び再発防止等の指導を実施した。

また、ふぐを取扱う営業施設については、87 件の監視指導を行い、ふぐによる食中毒防止に努めた。

食品表示の適正化の推進

食品表示法に基づく食品表示に関する講習会を開催するなど、事業者の自主的な取り組みを支援するとともに、小売店等に対し食品表示の確認及び指導を実施した。

リスクコミュニケーションの推進

食の安全に関する「リスクコミュニケーション」の一環として、食の安全性について消費者、生産者、営業者、行政等の関係者相互の情報共有及び意見交換を促進し、県民の食に対する不安の軽減を図るとともに、行政に対する意見を聴取し、施策に反映させるため、県内4地区で「食の安全に関する意見交換会」を開催した。